平成２７年５月２９日

第　１２　回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

１．　平成２７年５月２９日午後１時３０分より、余市町役場３０１・３０２会議室において、第１２回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長下舘孝三これを招集した。

２．定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	１番	石　岡　　渡
〃	２番	川　合　　一
〃	３番	村　部　英　明
〃	４番	金　子　秋　雄
〃	５番	野　呂　栄　二
〃	６番	村　尾　哲　郎
〃	７番	安　宅　俊　威
〃	８番	梅　田　　貢
〃	９番	中　岡　博　晃
〃	１０番	村　井　貞　治
〃	１１番	新　藤　　修
〃	１２番	細　山　正　己
〃	１３番	国　重　　実
〃	１４番	有　田　　均
〃	１５番	長谷部　清　美
〃	１６番	古　川　勝　弘
〃	１７番	井　川　和　彦
〃	１８番	下　舘　孝　三
〃	１９番	欠　　員

３．本日、この会議に参与したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事　務　局　長	高　橋　良　治
	事務局次長兼庶務係長兼振興係長	泉　谷　富美江
	農　地　係　長	住　吉　孝　之

４．本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第１号　平成２６年度農地法関係実態調査について

議案第１号　農地等の現況地目照会について

議案第２号　現況証明願いについて

議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について

（開会宣言の時刻午後１時３０分）

議　　長　　定刻になりましたので、只今から第１２回総会を開会いたします。

只今の出席委員は全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第１０条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴についてご報告いたします。

本会会議規則第３０条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を１０名に制限することをご報告申し上げます。

本総会に付議する案件は、報告１件、議案３件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。初めに議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一　　同　　（議長指名）

議　　長　　議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

４番・金子委員、１１番・新藤委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第１号　平成２６年度農地法関係実態調査について　を議題に供します。番外から内容説明をいたさせます。

住吉係長　　報告第１号につきまして、朗読・ご説明させていただきます。

報告第１号・平成２６年度農地法関係実態調査について。

１)現況証明関係、２)農地法第３条関係、３)農地法第４条・第５条関係。

このことについて、下記のとおり平成２６年度の農地移動各関係について報告いたします。

平成２７年５月２９日提出・余市町農業委員会・会長・下舘孝三。

記といたしまして、１)現況証明関係につきましては、７件の申請がございまして、畑６件３，６８７㎡、田１件４，５２５㎡でございました。

４ページをお開き願います。

このページにつきましては、２)農地法第３条関係で月別の申請許可件数を記載してございます。譲渡人の移転並びに設定理由につきましては、労働力不足２件２５，６１７㎡、離農２件４４，２３８㎡、生前贈与１件１２，５５９㎡、使用貸借４件１４３，８６８．４㎡、その他２件１３８，１８１㎡、合計１１件３６４，４６３．４㎡でございます。

譲受人の理由につきましては、経営拡大３件４８，９２６㎡、新規営農３件１６２，９５１㎡、生前贈与１件１２，５５９㎡、使用貸借３件１３６，１２５．４㎡、その他１件３，９０２㎡、合計１１件３６４，４６３．４㎡でございます。

５ページをお開き願います。

このページにつきましては、農地法第３条関係の面積別を記載してございます。

６ページをお開き願います。

このページにつきましては、3)農地法第４条・第５条関係の申請許可件数でございます。農地転用理由につきましては、農家用住宅の建設２件３６４㎡、自動車整備工場の建設１件２，３３７㎡、合計３件２，７０１㎡でございます。

７ページをお開き願います。

このページにつきましては、過去３年間の農業委員会許可一覧表でございます。以上、平成２６年度農地法関係実態調査について、ご報告いたしますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　只今、事務局からの内容説明が終わりましたので、特に質問等がございましたらお受けしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　異議なし

議　　長　ご異議がないようですので、報告第１号は報告のとおり承認致します。

次に議案第１号　農地等の現況地目照会について　を議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

住吉係長　議案第１号につきまして朗読・ご説明させていただきます。

議案第１号・農地等の現況地目照会について。

このことについて、札幌地方裁判所民事第４部より下記の土地について現況地目の照会があったので、現地調査の結果、下記のとおり回答致したい。

平成２７年５月２９日提出・余市町農業委員会・会長・下舘孝三。

記、１、事件番号・平成２６年（■）第■■■■■号。

２、土地所有者・■■■市■■区■■町■丁目■■番地の■・■■■ハイツ■■■■号・■■■■。

３、照会の土地につきましては、平成２７年２月２７日付けで札幌地方裁判所へ回答しましたが、積雪のため調査が出来なかった９筆で、この度回答するものでございます。■■町■町■■■■番■・公簿地目・畑・■■■㎡他■筆でございます。

４、調査委員につきましては、代表委員に村井貞治委員を始め・村尾哲郎委員・古川勝弘委員の３名で、５、調査日時・平成２７年５月１８日午後１時より調査を実施してございます。

６、調査委員の所見といたしましては、照会に係る土地は、農地採草放牧地以外である。でございまして、以下９筆でございます。

９ページをお開き願います。

７、回答書につきましては、別紙のとおりでございまして、１０ペー

ジをお開き願います。このページが札幌地方裁判所への回答書ございます。
余農委号・平成２７年５月２９日・札幌地方裁判所民事第４部・裁判官・竹下慶様・余市町農業委員会・会長・下舘孝三。
農地等の現況について（回答）。
平成２７年１月２８日付けを以って照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。
記、１、事件番号・平成２６年（■）第■■■■■号。
２、照会事項につきましては、１１ページをお開き願います。
このページが照会書でございます。１２ページから１４ページにつきましては目録、１５ページから１９ページにつきましては物件目録でございます。１０ページにお戻り願います。
１）照会に係る土地は、農地採草放牧地以外である。■■町■町■■■■番■・畑・■■■㎡他■筆でございます。
２）農地について転用許可はされていない。
３）同上。
４）該当なし。
５）該当なし。でございます。
２０ページをお開き願います。
照会地につきましては、■道■号より■道■■■■■■線を経由し、■．■ｋｍほど入った斜線部分の土地でございます。
以上、１件の照会でございますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　只今事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第１号につきましては回答書のとおりとし、回答致します。
次に、議案第２号・現況証明願いについて　を議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

住吉係長　　議案第２号につきまして朗読・ご説明させていただきます。
議案第２号・現況証明願いについて。
このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。
平成２７年５月２９日提出・余市町農業委員会・会長・下舘孝三。
申請番号１番・申請人住所氏名・余市町■■町■■丁目■■番地・■■■■、土地の表示・■町■■■番■、地目公簿畑・現況農地採草放牧地以外、面積■，■■■㎡他■筆、合計■筆■，■■■㎡。
調査年月日・平成２７年５月１８日、調査委員につきましては、古川

委員、村尾委員、村井委員の３名で調査を行ってございます。
調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。
２２ページをお開き願います。
申請地につきましては、■道■号より■道■■■■線を経由し、■.■ｋｍほど入った■道■■■■■■線沿線の斜線部分の土地でございます。
以上１件の申請でございますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　只今の説明に関連いたしまして、現地調査を行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１６　番　　申請番号１番の「現況証明願いについて」５月１８日、事務局を含め村尾委員・村井委員と私の３名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
調査の結果、申請地は既に荒廃状態となっており、農地性は無く、農地採草放牧地以外であり、「現況申請可相当」との意見で一致いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議　　長　　はい。ごくろうさまです。只今、事務局からの内容説明と調査委員からの報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第２号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第２号につきましては申請どおり可と決定いたします。
次に議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について　を議題に供します。番外から内容説明をいたさせます。

住吉係長　　議案第３号につきまして、朗読・ご説明させていただきます。
議案第３号・農地法第３条の規定による許可申請について。
このことについて、下記の者から農地法第３条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。
平成２７年５月２９日提出・余市町農業委員会・会長・下舘孝三。
申請番号１番・申請人住所氏名・譲渡人・■■市■町■番■号■■■■■■■■■■■所長・■■■■・譲受人・■■町■■町■■■番地■・■■■■・申請農地・■■町■■■■番■・地目公簿現況とも畑・面積■■■㎡。調査年月日及び調査委員につきましては、平成２７年５月１８日、有田委員、村部委員、長谷部委員の３名で調査を行ってございま

す。
農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第３条第２項第１号から第７号までの各号に該当しないでございます。
農地法第３条調査書につきましては、２４ページに記載してございます。理由につきましては、譲渡人・貸借中の農地を譲渡すもの、譲受人・賃借中の農地を譲り受けるものでございます。
申請番号２番・申請人住所氏名・譲渡人・■■町■■町■■■番地・■■■■・譲受人・■■町■■町■■■番地・■■■■・申請農地・■■町■■■番■・地目公簿現況とも畑・面積■，■■■㎡他■筆、合計■筆■■，■■■㎡・調査年月日及び調査委員につきましては、平成２７年５月１８日、長谷部委員、有田委員、村部委員の３名で調査を行ってございます。
農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第３条第２項第１号から第７号までの各号に該当しないでございます。
農地法第３条調査書につきましては、２５ページに記載してございます。理由につきましては、譲渡人・高齢により親戚である譲受人に所有農地を贈与し離農するもの、譲受人・上記、受けるものでございます。
以上、２件の申請でございます。
申請番号１番から２番の許可につきましては、農地法第３条第２項のいずれかに該当する場合は、許可できないこととなってございますので、第１号から第７号までの各号に該当しないため許可要件を満たすと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　只今の説明に関連いたしまして、申請番号１番につきまして、現地調査を行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１４　番　　申請番号１番の農地法第３条の規定による許可申請について、５月１８日事務局を含め、村部委員・長谷部委員と私の３名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
只今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号１番については、農地法の許可を受け、平成■■年■月■■日より借りていた■■地をこの度譲り受けるものです。調査の結果、申請番号１番につきましては、取得した後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて、農地を効率的に利用するものと認められますので、調査委員３名とも農地法第３条第２項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。以上です。

議　　長　　はい。ごくろうさまです。続きまして、申請番号２番につきまして、現地調査を行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明を

お願いいたします。

１５　番　　同じく５月１８日に事務局を含め、有田委員・村部委員と私の３名の委員で現地調査をしましたので、ご報告いたします。

第１筆目、場所ですが、■■さんの自宅の隣、■■■■地の向かいのぶどう畑になります。あと残りの３筆は■■■■側の登ったところにあるちょっと■■さんの自宅とは離れたところにあります。

事務局からの只今の説明のとおり、申請番号２番ですが、■■さんが高齢になりまた、労働力も不足して、譲渡人の親戚である■■さんに贈与するということになった次第です。

調査の結果、申請番号２番につきましては、取得した後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて、農地を効率的に利用すると認められます。調査委員３名とも農地法第３条第２項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議　　長　　はい。ごくろうさまです。只今、事務局からの内容説明と調査委員からの報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

申請番号１番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし

議　　長　　ご異議がないようですので、申請番号１番につきましては申請どおり可と決定いたします。

続きまして申請番号２番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし

議　　長　　ご異議がないようですので、申請番号２番につきましては申請どおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第１２回総会を閉会いたします。どうもごくろうさまです。

（閉会宣言の時刻　午後１時５０分）
（本会議所要時間　　２０分）

この議事録は相違ないことを認め、署名捺印する。

余市町農業委員会　　会　長

余市町農業委員　　４番

余市町農業委員　　１１番